［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

（国際室及び企画官等）

第二条　総務課に、国際室並びに企画官三人、国会連絡調整官一人、広報企画調整官一人、国際銀行規制調整官一人、国際保険規制調整官一人、国際証券規制調整官一人、海外展開推進調整官一人、国際協力調整官一人及び金融国際審議官補佐官一人を置く。

2　国際室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融庁の所掌事務に係る国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　金融庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

三　金融庁の所掌事務に係る国際関係事務のうち経済上の連携に関する事務の総括に関すること。

四　金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。

3　国際室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。

5　国会連絡調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち国会との連絡に関し、必要な調整その他重要事項の処理に関する事務に従事する。

6　広報企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち広報に関する事務の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

7　国際銀行規制調整官は、命を受けて、国際室の所掌事務のうちバーゼル銀行監督委員会その他の銀行業に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

17　国際銀行規制調整官は、命を受けて、バーゼル銀行監督委員会その他の銀行業に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

18　国際保険規制調整官は、命を受けて、保険監督者国際機構その他の保険業に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

19　国際証券規制調整官は、命を受けて、証券監督者国際機構その他の証券取引制度に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

20　国際協力調整官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち重要事項についての調整に関する事務に従事する。

21　海外展開推進調整官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に係る国際関係事務のうち我が国事業者の海外における円滑な事業展開の促進に資する環境の整備に関する重要事項についての調整に関する事務に従事する。

22　金融国際審議官補佐官は、命を受けて、金融国際審議官の事務を整理する。

（金融サービス利用者相談室及び企画官等）

第二条　政策課に、金融サービス利用者相談室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、資産運用支援室及び地域金融生産性向上支援室並びに企画官二人、国会連絡調整官一人、金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、広報企画調整官一人、マクロプルーデンス調整官一人、金融行政相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人及び研究官五人を置く。

2　金融サービス利用者相談室は、金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務をつかさどる。

3　金融サービス利用者相談室に、室長を置く。

4　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二項において同じ。）の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

5　サイバーセキュリティ対策企画調整室に、室長を置く。

6　資産運用支援室は、国民の安定的な資産形成を実現するための政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

7　資産運用支援室に、室長を置く。